

## 平成29年3月31日までに設備認定を取得している皆様へ

平成29年4月1日に経済産業省より発表された、新FIT法が改正されたことに伴い、旧制度で認定を取得している発電事業者様は、新制度へ移行の手続きが義務付けられました。平成29年3月31日までに認定を受け、接続契約を締結した方は、既に売電している方も含め、全て新制度へ移行するため事業計画認定を提出する必要があります。事業計画書の提出期限は9月30日までと発表されており、提出されない場合は認定失効となる場合もありますので、期限内に必ずご提出ください。

### ・新制度への移行対象者(事業計画提出対象者)

平成24年7月1日～平成29年3月31日(新制度が施行される前日)までに認定を受け接続契約を締結した方、既に売電をしている方も含め全て。

### ・例外的に認定失効が一定期間猶予される場合

1. 平成28年7月1日～平成29年3月31日までに旧制度で認定を受けた場合、旧制度での認定を受けた日の翌日から9ヶ月以内に接続契約の締結が必要です。
2. 平成28年10月1日～平成29年3月31日の間に電源接続案件募集プロセス等を終えた場合、または平成29年4月1日時点で電源接続案件募集プロセス等に参加している場合電源接続案件募集プロセス等が終了した日の翌日から6ヶ月以内に、接続契約の締結が必要です。

### 制度の詳細・お問い合わせ先

事業計画の提出についての詳細資源エネルギー庁

なっとく!再生可能エネルギーお問い合わせ資源エネルギー庁 JPEA代行申請センター

〒273-0011 千葉県船橋市湊町2丁目6番33号 NTT船橋湊ビル2階

TEL:0570-059-555 受付時間:平日9:00～18:00

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/index.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)

また、事業計画書提出の手続きは非常に煩雑となっておりますので、メンテナンスの一環として有料ではございますが、申請手続きの代行も行なっておりますので、ご希望の方はお申し付けくださいますようお願い申し上げます。手続きが不安な方や忙しくて提出ができない方、設置した販売店が廃業してしまっている方など、事業計画書が提出されない場合は認定が失効となりますので、メンテナンスサポートをお気軽にご利用ください。

新エネルギー流通システム株式会社

TEL:0120-15-8564

受付時間:平日9:00～18:00